

令和6年度 私立専修学校教育環境整備費助成事業のご案内

都内私立専修学校の教育の充実及び教職員の資質向上を図るため、教育環境の整備に要する経費の一部を助成します。

「教育設備装置整備」と「研究及び教育用図書等整備」の2種類の助成金があります。

- 1 **交付対象者** 都内に所在する私立専修学校（高等課程又は専門課程）の設置者
- 2 **助成対象となる経費等** 対象となる事業の期間は、令和6年4月1日～12月末日
※国等が実施する同種の助成事業との重複申請は不可

助成金	(1) 教育設備装置整備 (高等課程及び専門課程が対象)	(2) 図書等(研究及び教育用図書等整備) (専門課程が対象)
	助成対象	申請年度から使用する教育用の機械器具、その他の設備の購入に要する経費及びパソコンリース品のリース料で、一定の要件を満たすもの
対象経費 (消費税込)	本体購入費、パソコンリース品、付帯工事費(本体整備費の1/2以内)	図書等※購入費、パソコンリース品 ※学術書・専門書などの図書、模型・DVDソフト・パソコンソフトなどの標本、パソコン・DVDプレイヤーなどの機械、各種計測器・顕微鏡などの器具
	一式300万円以上2,000万円未満	50万円以上300万円未満
単価 (消費税込)	10,000円以上	2,000円以上
その他	パソコンリース品は1校1契約、引き続き4回まで、1設置者あたり500万円未満	

- 3 **申請限度額** 2の(1)及び(2)に掲げる経費、1設置者当たり合計2,000万円未満まで(ただし、パソコンリース品はそのうち500万円未満まで)
- 4 **助成率、交付時期等**
○助成率：対象経費の1/2以内(予算の範囲内で措置)
○交付決定時期(予定)：令和6年12月中旬(助成金交付は同月下旬)
○学校法人立以外の学校、著しい定員過剰収容校、定員割れ校(定員充足率が40%未満)からの教育設備装置整備助成金の申請については、助成金額等の調整があります。
- 5 **申請** 事業計画書等の申請書類を、郵送にて提出

- (1) **申請期間** 令和6年6月3日(月)～7月31日(水) (消印有効)
- (2) 提出先 公益財団法人東京都私学財団 振興部振興課 教育環境整備費助成担当宛

【お問合わせ先】

事業内容の詳細は、財団ホームページ内に掲載のしおりをご覧ください。また、個別事前相談を実施しております。ご希望がございましたら、是非お申込みください。その他ご不明な点については、下記問い合わせ先までご連絡ください。



公益財団法人東京都私学財団 振興部振興課
〒162-0823 東京都新宿区神楽河岸1-1 セントラルプラザ11階
電話：03-5206-7923
振興課専用アドレス：shinko-joseikin@shigaku-tokyo.or.jp
URL：https://www.shigaku-tokyo.or.jp/

◇◇◇ 年間スケジュール ◇◇◇

- < 1 > 6月3日(月) 申請受付開始
～7月31日(水) 申請〆切(最終日消印有効)
- < 2 > 6月上旬～11月下旬 財団審査・現地調査
- < 3 > 11月中 確認書の提出

**※確認書提出後内容に変更が生じた場合、11月末日までに
速やかにご連絡ください。**

- < 4 > 12月中旬 助成金交付審査会
- < 5 > 12月中旬 助成金交付決定通知
請求書兼振込口座指定書の提出
- < 6 > 12月下旬 助成金交付
- < 6' > 事業内容等に変更があった場合
→ (令和7年1月10日(金)までに事業内容変更承認申請書を提出)

【令和6年12月末日 対象事業終了】

- < 7 > 1月24日(金)まで 実績報告書の提出
- < 8 > 3月上旬 助成金交付確定通知
- < 8' > 確定通知後に精算の必要が生じた場合
→ (3月中旬 助成金の返還)

- < 9 > 令和7年5月末 収支決算書の提出

【対象事業期間(4月1日～12月末日)】